

旭川医科大学病院肝疾患相談支援室要項の一部を改正する要項を次のように定める。

(令和6年9月18日病院長裁定)

旭川医科大学病院肝疾患相談支援室要項の一部を改正する要項

旭川医科大学病院肝疾患相談支援室要項（平成23年2月9日病院長裁定）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>第1～第3 (略) (職員)</p> <p>第4 支援室に、室長及び室員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 室員は、次に掲げる者をもって充て、支援室の業務に従事する。</p> <p>(1) <u>一般</u>社団法人日本肝臓学会認定の肝臓専門医 若干人</p> <p>(2) 看護師 若干人</p> <p>(3) 事務局長が指名する<u>経営企画課</u>の事務職員 若干人</p> <p>(4) その他病院長が必要と認めた者 若干人</p> <p>4 (略) (庶務)</p> <p>第5 支援室の庶務は、<u>経営企画課</u>において処理する。</p> <p>第6 (略)</p> <p>(略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要項は、令和6年9月18日から実施し、令和6年8月1日から適用</u></p>	<p>(略)</p> <p>第1～第3 (略) (職員)</p> <p>第4 支援室に、室長及び室員を置く。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 室員は、次に掲げる者をもって充て、支援室の業務に従事する。</p> <p>(1) 社団法人日本肝臓学会認定の肝臓専門医 若干人</p> <p>(2) 看護師 若干人</p> <p>(3) 事務局長が指名する<u>医療支援課</u>の事務職員 若干人</p> <p>(4) その他病院長が必要と認めた者 若干人</p> <p>4 (略) (庶務)</p> <p>第5 支援室の庶務は、<u>医療支援課</u>において処理する。</p> <p>第6 (略)</p> <p>(略)</p>

する。

【改正理由】

令和6年8月1日付け事務局改組に伴い、所要の改正を行うとともに規定の整備を図るものである。